

答 申 書  
(答申第105号)  
平成22年3月1日

---

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る53件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、実施機関が行った補正命令に対し提出された説明責任の履行を命じる文書（以下「アカウントビリティー履行命令書」という。）の本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(イ) 本件に係る事実について

平成18年12月25日付けで本件異議申立人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第21条に基づき、平成19年1月29日付けで補正命令を異議申立人に対し行った。

これに対し、異議申立人から平成19年2月8日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があり、補正命令に対しての説明を求められたことから、平成19年2月9日付けで異議申立人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

異議申立人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成19年6月21日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成19年6月28日付けで、異議申立人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成19年6月30日付けで返送され、さらに、その後も異議申立人から実施機関に対し、アカウントビリ

ティ履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに異議申立人から補正書の提出はなかったが、平成19年2月8日付けのアカウントビリティ履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成18年12月25日付けの異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、同月14日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

異議申立人は、アカウントビリティが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成19年2月9日及び同年6月28日付けで回答しているものであり、異議申立人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティ履行命令書については、既に回答を行っており、異議申立人に対する説明責任は果たされていると判断しているものであり、アカウントビリティ不履行との判断はしていないものである。

したがって、異議申立人が主張している本件基礎資料は存在しないことから、本件処分は適当である。

イ 当審査会は、アカウントビリティ履行命令書に係る本件基礎資料については、平成21年6月4日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第92号（以下「答申第92号」という。）において、「当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分（公文書不存在通知）の妥当性を判断するものであり、『アカウントビリティ履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない』との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第92号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年10月21日	○ 諮問書の受理（諮問番号323～333） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年10月27日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号323～333） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年10月28日	○ 諮問書の受理（諮問番号334～348） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年11月6日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号334～348） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年12月10日	○ 諮問書の受理（諮問番号351-1～27） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年12月14日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号323～348）
平成21年12月17日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号351-1～27） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成22年1月18日 （第三部会）	○ 審議
平成22年2月23日 （第45回審査会）	○ 答申案審議
平成22年3月1日	○ 答申

## 別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

### 1 諮問番号323

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月15日收受（受理）した、平成21年6月14日付け「アカウントビリティー履行再々＝835字数命令書」（アカウントビリティー履行要請837回目、履行期限856日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

### 2 諮問番号324

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月15日收受（受理）した、平成21年6月15日付け「アカウントビリティー履行再々＝836字数命令書」（アカウントビリティー履行要請838回目、履行期限857日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

### 3 諮問番号325

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月16日收受（受理）した、平成21年6月16日付け「アカウントビリティー履行再々＝837字数命令書」（アカウントビリティー履行要請839回目、履行期限858日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

### 4 諮問番号326

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月17日收受（受理）した、平成21年6月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝838字数命令書」（アカウントビリティー履行要請840回目、履行期限859日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

### 5 諮問番号327

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月18日收受（受理）した、平成21年6月18日付け「アカウントビリティー履行再々＝839字数命令書」（アカウントビリティー履行要請841回目、履行期限860日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

### 6 諮問番号328

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月19日收受（受理）した、平成21年6月19日付け「アカウントビリティー履行再々＝840字数命令書」（アカウントビリティー履行要請842回目、履行期限861日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

### 7 諮問番号329

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月22日收受（受理）した、平成21年6月20日付け「アカウントビリティー履行再々＝841字数命令書」（アカウントビリティー履行要請843回目、履行期限862日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

8 諮問番号330

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月22日收受（受理）した、平成21年6月21日付け「アカウントビリティー履行再々＝842字数命令書」（アカウントビリティー履行要請844回目、履行期限863日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

9 諮問番号331

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月22日收受（受理）した、平成21年6月22日付け「アカウントビリティー履行再々＝843字数命令書」（アカウントビリティー履行要請845回目、履行期限864日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

10 諮問番号332

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月23日收受（受理）した、平成21年6月23日付け「アカウントビリティー履行再々＝844字数命令書」（アカウントビリティー履行要請846回目、履行期限865日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

11 諮問番号333

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月24日收受（受理）した、平成21年6月24日付け「アカウントビリティー履行再々＝845字数命令書」（アカウントビリティー履行要請847回目、履行期限866日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

12 諮問番号334

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月25日收受（受理）した、平成21年6月25日付け「アカウントビリティー履行再々＝846字数命令書」（アカウントビリティー履行要請848回目、履行期限867日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

13 諮問番号335

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月26日收受（受理）した、平成21年6月26日付け「アカウントビリティー履行再々＝847字数命令書」（アカウントビリティー履行要請849回目、履行期限868日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

14 諮問番号336

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月29日收受（受理）した、平成21年6月27日付け「アカウントビリティー履行再々＝848字数命令書」（アカウントビリティー履行要請850回目、履行期限869日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、

法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

15 諮問番号337

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月29日收受(受理)した、平成21年6月28日付け「アカウントビリティー履行再〃=849字数命令書」(アカウントビリティー履行要請851回目、履行期限870日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

16 諮問番号338

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月29日收受(受理)した、平成21年6月29日付け「アカウントビリティー履行再〃=850字数命令書」(アカウントビリティー履行要請852回目、履行期限871日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

17 諮問番号339

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月30日收受(受理)した、平成21年6月30日付け「アカウントビリティー履行再〃=851字数命令書」(アカウントビリティー履行要請853回目、履行期限872日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

18 諮問番号340

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月1日收受(受理)した、平成21年7月1日付け「アカウントビリティー履行再〃=852字数命令書」(アカウントビリティー履行要請854回目、履行期限873日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

19 諮問番号341

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月2日收受(受理)した、平成21年7月2日付け「アカウントビリティー履行再〃=853字数命令書」(アカウントビリティー履行要請855回目、履行期限874日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

20 諮問番号342

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月3日收受(受理)した、平成21年7月3日付け「アカウントビリティー履行再〃=854字数命令書」(アカウントビリティー履行要請856回目、履行期限875日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

21 諮問番号343

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月6日收受(受理)した、平成21年7月4日付け「アカウントビリティー履行再〃=855字数命令書」(アカウントビリティー履行要請857回目、履行期限876日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、

法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

22 諮問番号344

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月6日收受(受理)した、平成21年7月5日付け「アカウントビリティー履行再々=856字数命令書」(アカウントビリティー履行要請858回目、履行期限877日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

23 諮問番号345

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月6日收受(受理)した、平成21年7月6日付け「アカウントビリティー履行再々=857字数命令書」(アカウントビリティー履行要請859回目、履行期限878日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

24 諮問番号346

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月7日收受(受理)した、平成21年7月7日付け「アカウントビリティー履行再々=858字数命令書」(アカウントビリティー履行要請860回目、履行期限879日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

25 諮問番号347

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月8日收受(受理)した、平成21年7月8日付け「アカウントビリティー履行再々=859字数命令書」(アカウントビリティー履行要請861回目、履行期限880日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

26 諮問番号348

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月9日收受(受理)した、平成21年7月9日付け「アカウントビリティー履行再々=860字数命令書」(アカウントビリティー履行要請862回目、履行期限881日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

27 諮問番号351-1

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月10日收受(受理)した、平成21年7月10日付け「アカウントビリティー履行再々=861字数命令書」(アカウントビリティー履行要請863回目、履行期限882日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

28 諮問番号351-2

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月13日收受(受理)した、平成21年7月11日付け「アカウントビリティー履行再々=862字数命令書」(アカウントビリティー履行要請864回目、履行期限883日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

29 諮問番号351-3

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月13日收受（受理）した、平成21年7月12日付け「アカウントビリティー履行再々＝863字数命令書」（アカウントビリティー履行要請865回目、履行期限884日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

30 諮問番号351-4

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月13日收受（受理）した、平成21年7月13日付け「アカウントビリティー履行再々＝864字数命令書」（アカウントビリティー履行要請866回目、履行期限885日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

31 諮問番号351-5

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月14日收受（受理）した、平成21年7月14日付け「アカウントビリティー履行再々＝865字数命令書」（アカウントビリティー履行要請867回目、履行期限886日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

32 諮問番号351-6

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月15日收受（受理）した、平成21年7月15日付け「アカウントビリティー履行再々＝866字数命令書」（アカウントビリティー履行要請868回目、履行期限887日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

33 諮問番号351-7

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月16日收受（受理）した、平成21年7月16日付け「アカウントビリティー履行再々＝867字数命令書」（アカウントビリティー履行要請869回目、履行期限888日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

34 諮問番号351-8

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月17日收受（受理）した、平成21年7月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝868字数命令書」（アカウントビリティー履行要請870回目、履行期限889日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

35 諮問番号351-9



「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月21日收受（受理）した、平成21年7月18日付け「アカウントビリティー履行再」＝869字数命令書」（アカウントビリティー履行要請871回目、履行期限890日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

36 諮問番号351-10

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月21日收受（受理）した、平成21年7月19日付け「アカウントビリティー履行再」＝870字数命令書」（アカウントビリティー履行要請872回目、履行期限891日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

37 諮問番号351-11

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月21日收受（受理）した、平成21年7月20日付け「アカウントビリティー履行再」＝871字数命令書」（アカウントビリティー履行要請873回目、履行期限892日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

38 諮問番号351-12

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月21日收受（受理）した、平成21年7月21日付け「アカウントビリティー履行再」＝872字数命令書」（アカウントビリティー履行要請874回目、履行期限893日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

39 諮問番号351-13

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月24日收受（受理）した、平成21年7月22日付け「アカウントビリティー履行再」＝873字数命令書」（アカウントビリティー履行要請875回目、履行期限894日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

40 諮問番号351-14

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月24日收受（受理）した、平成21年7月23日付け「アカウントビリティー履行再」＝874字数命令書」（アカウントビリティー履行要請876回目、履行期限895日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

41 諮問番号351-15

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月24日收受（受理）した、平成21年7月24日付け「アカウントビリティー履行再」＝875字数命令書」（アカウントビリティー履行要請877回目、履行期限896日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、

法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

42 諮問番号351-16

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月27日收受(受理)した、平成21年7月25日付け「アカウントビリティー履行再」=876字数命令書(アカウントビリティー履行要請878回目、履行期限897日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

43 諮問番号351-17

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月27日收受(受理)した、平成21年7月26日付け「アカウントビリティー履行再」=877字数命令書(アカウントビリティー履行要請879回目、履行期限898日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

44 諮問番号351-18

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月27日收受(受理)した、平成21年7月27日付け「アカウントビリティー履行再」=878字数命令書(アカウントビリティー履行要請880回目、履行期限899日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

45 諮問番号351-19

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月28日收受(受理)した、平成21年7月28日付け「アカウントビリティー履行再」=879字数命令書(アカウントビリティー履行要請881回目、履行期限900日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

46 諮問番号351-20

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月29日收受(受理)した、平成21年7月29日付け「アカウントビリティー履行再」=880字数命令書(アカウントビリティー履行要請882回目、履行期限901日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

47 諮問番号351-21

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月30日收受(受理)した、平成21年7月30日付け「アカウントビリティー履行再」=881字数命令書(アカウントビリティー履行要請883回目、履行期限902日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

48 諮問番号351-22

「総務部人事局法制文書課」が平成21年7月31日收受(受理)した、平成21年7月31

日付け「アカウントビリティー履行再」＝882字数命令書」（アカウントビリティー履行要請884回目、履行期限903日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

49 諮問番号351-23

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月3日收受（受理）した、平成21年8月1日付け「アカウントビリティー履行再」＝883字数命令書」（アカウントビリティー履行要請885回目、履行期限904日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

50 諮問番号351-24

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月3日收受（受理）した、平成21年8月2日付け「アカウントビリティー履行再」＝884字数命令書」（アカウントビリティー履行要請886回目、履行期限905日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

51 諮問番号351-25

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月3日收受（受理）した、平成21年8月3日付け「アカウントビリティー履行再」＝885字数命令書」（アカウントビリティー履行要請887回目、履行期限906日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

52 諮問番号351-26

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月4日收受（受理）した、平成21年8月4日付け「アカウントビリティー履行再」＝886字数命令書」（アカウントビリティー履行要請888回目、履行期限907日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

53 諮問番号351-27

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月5日收受（受理）した、平成21年8月5日付け「アカウントビリティー履行再」＝887字数命令書」（アカウントビリティー履行要請889回目、履行期限908日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）